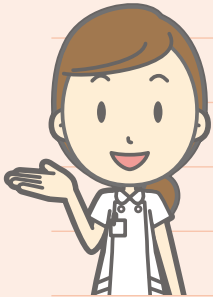


薬と健康について

県の動き 3

10月17日～23日は「薬と健康の週間」です

1 「薬と健康の週間」について



薬局やドラッグストアで働いている、薬剤師や登録販売者がどのような仕事かご存じですか？
普段何気なく飲んでいる薬のこと、どれぐらい知っていますか？

県では毎年10月17日から23日までの1週間を「薬と健康の週間」として、薬剤師や登録販売者の役割や薬の正しい知識を広く知ってもらうための活動を行っています。

2 薬剤師・薬局の役割

薬剤師や登録販売者は、皆さんが普段飲んでいる薬の専門家として薬局や、ドラッグストアで働いています。薬のことで気になることは、気軽に相談してみましょう！新たな発見があるかもしれません。

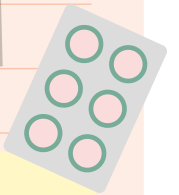
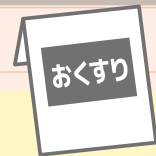
また薬剤師には、「かかりつけ薬剤師・薬局」という制度があります。「かかりつけ薬剤師・薬局」を持つと、複数の医療機関に通院しているときでも、二重に同じ薬をもらうことや、薬を組み合わせる飲むときに出る悪い効果を防ぐことができます。さらに、夜間に薬の副作用が出たときや飲み間違えてしまったときに、電話で相談し適切なアドバイスをもらうことができます。とても便利な「かかりつけ薬剤師・薬局」制度は、どこの薬局でも相談できますので、この機会にぜひ利用してみましょう！



3 医薬品についての正しい知識

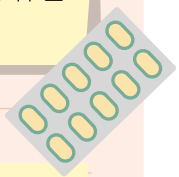
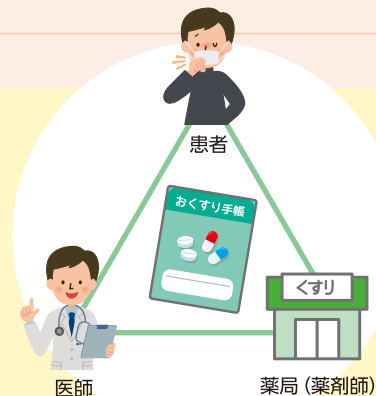
薬には、飲み方(用法)・飲む量(用量)のルールが決まっています。ルールを守らないと、薬の効き目が強くすぎたり、弱くなったりしてしまいます。薬には説明書がありますので、薬局で薬をもらったときやドラッグストアで薬を購入したときは、説明書を読み、ルールを守って正しく飲みましょう。

正しく飲むと効果の出る薬ですが、薬を間違えて飲んでしまう事故、特に小さな子どもが誤って飲んでしまう事故が多く発生しています。自宅で薬を保管する際は、子どもの手が届かない場所を選び保管するように気をつけてください。



4 お薬手帳の活用

患者と医師と薬剤師が薬の情報をみんなで共有するための連絡帳が「お薬手帳」です。急な入院や事故、自然災害といった万が一のときにお薬手帳があると、飲んでる薬の情報がすぐにわかり、より早く適切な治療を受けることができます。お薬手帳は、病院やクリニックごとに何冊も持たず、1冊にまとめて利用しましょう。



問い合わせ

衛生薬務課

電話：098-866-2055

FAX：098-866-2723



9月18日はしまくとぅばの日
広げよう!しまくとぅば県民運動

